(事業の目的)

第1条 株式会社ルーツ (以下「事業者」という) が開設する、デイサービスルーツ (以下「事業所」という) が行う指定地域密着型通所介護事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者 (以下「利用者」という) に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 事業所の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
  - 2 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。
  - 3 指定地域密着型通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者とその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な提携をはかり、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
  - (1) 名 称 デイサービスルーツ
  - (2) 所在地 松山市山越四丁目11番36号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
  - (1) 管理者 1名(常勤·機能訓練指導員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行うと共に、従業者に事業に関する法令等の規定を 遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)機能訓練指導員 6名(内1名常勤・管理者兼務)(非常勤5名)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- (3) 生活相談員 3名(内2名常勤・介護職員兼務/内1名非常勤・看護職員兼務) 生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、 その他の援助等を行う。
- (4) 介護職員 9名 (常勤 5 名: 内 2 名生活相談員兼務) (非常勤 4 名) 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な介護を行う。
- (5) 看護職員 1名(内1名非常勤・生活相談員兼務)

看護師が休みの場合に関しては業務委託契約にて訪問看護ステーションアルクより、訪問で対応。 看護職員は利用者の状態観察、体調確認、必要な処置を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。
  - (1) 営業日:日曜日~土曜日
  - (2) 営業時間:8:30~17:30
  - (3) サービス提供時間:9:00~17:00

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護の利用定員は次の通りとする。

(1) 18人まで

(指定地域密着型通所介護の内容)

- 第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次の通りとする。
  - (1) 送迎
  - (2) 健康状態のチェック
  - (3)機能訓練
  - (4) 排泄介助
  - (5) おやつの提供
  - (6) 昼食の提供
  - (7) 各種相談

(通常の事業の実施地域)

第8条 松山市(島嶼部除く)

(利用料その他の費用の額)

- 第9条 1 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による ものとし、指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割 合に応じた額とする。
  - 2 おむつ代: 実費
  - 3 昼食代:500円(食事の提供に要する費用)夕食代:600円(食事の提供に要する費用)
  - 4 おやつ代:100円(おやつの提供に要する費用)
  - 5 その他、日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族 に説明をし、同意を得たものに限り実費を徴収する。
  - 6 利用者の希望によって上記2~4の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して 事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受ける。

(衛生管理等)

- 第10条 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
  - 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第11条 1 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示 を行う。
  - 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
  - (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
  - (3) 体調不良等によって指定地域密着型通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定地域密着型通所介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変等が生じた場合は速やか に主治医へ連絡を行うと共に、必要に応じ119番、家族へ連絡をする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、個別具体的な非常災害に関する非常災害対処 計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。 (事故発生時の対応)

第14条 主治医・家族等、事故発生時の連絡先は予め担当の生活相談員が確認し、サービス提供中に事故 が発生した場合には、利用者の家族、関係市町、居宅介護支援事業者へ連絡をする。

事故発生時対応の顛末を事故報告書に記録し、市町へ報告する。

(苦情処理)

第15条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切な対応をするために、必要な措置を講ずると共に内容・対応策について記録するものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者で なくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とし 誓約書を徴する。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待の防止のために必要な措置

(運営推進会議等)

- 第18条 1 地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型 通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。
  - 2 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
  - 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は事業所 が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について 知見を有する者とする。
  - 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。
  - 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を 公表する。

(賠償責任)

第19条 事業所の行う指定地域密着型通所介護中に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速や かに行う。

(書類の保管)

- 第20条 事業所は、次の諸記録その他重要な帳簿を鍵のかかる戸棚に整備保管するものとし、サービスが 完結した日から5年間保管する。
  - (1) 利用料に関する重要な関係書類
  - (2) 地域密着型通所介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関わる諸記録
  - (3) その他事業所運営に関して重要な書類

(その他運営に関する留意事項)

- 第21条 1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

## ② 継続研修 年1回以上

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ルーツと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- (附則) この規程は平成26年4月14日から施行する
- (附則) この規程は平成27年4月1日から施行する
- (附則) この規程は平成27年4月15日から施行する
- (附則) この規程は平成27年9月1日から施行する
- (附則) この規程は平成28年4月1日から施行する
- (附則) この規程は平成29年3月1日から施行する
- (附則) この規程は平成29年8月1日から施行する
- (附則) この規程は平成30年2月23日から施行する
- (附則) この規程は平成31年3月1日から施行する
- (附則) この規程は令和3年4月1日から施行する
- (附則) この規程は令和4年4月1日から施行する
- (附則) この規程は令和5年8月1日から施行する
- (附則) この規程は令和6年4月1日から施行する